

(6) 自治体

特色

- 地域の道路事情や住民の居住実態等を把握しており、地域の特性に応じた交通安全教育を地域に根ざした形で実施することができる。
- 関係機関・団体が開催する交通安全教室等について、住民に広く周知することができる。

教育を行うときのポイント

- ・地域の交通実態に応じた教育内容を検討するとともに、地域の交通安全活動の主体として関係機関や事業者等と連携して交通安全教育を推進しましょう。

主な教育の対象

全ライフステージ

- ※ p.14「未就学児」、p.20「小学生（1～3年生）」、p.27「小学生（4～6年生）」、p.37「中学生」、p.46「高校生」、p.54「成人」、p.64「高齢者」参照

教育を行うときのポイント

- ・対象者のライフステージに応じた教育内容を確認し、対象者の知識等の習得状況に応じて、教育内容や教育方法を検討しましょう。習得状況によっては、各ライフステージよりも前段階の教育内容を選択することも検討しましょう。

26 広報誌等を活用した高齢者への周知

警察庁交通局が令和6年に実施した調査研究では、高齢者に対しては、新聞・雑誌や自治体の広報誌など従来型の紙媒体による広報に優位性があるとされています。

例えば、高齢者に対しては、地域の道路における危険箇所や事業者等と連携した交通安全教室の開催案内を広報誌を使って周知することが効果的と考えられます。

「技能」の教育内容・教育方法の例

教育内容	各ライフステージで習得する技能
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none">・高齢者で増加する路外逸脱や転倒の防止のため、重い荷物を積んだ状態での自転車乗車体験等を内容とする交通安全教室の開催・事業者等と連携した自転車の安全な乗り方に関する交通安全教室の開催

教育を行うときのポイント

- ・ライフステージや運転技能に応じて、公道以外の場所での練習を取り入れましょう。
- ・家族や保護者が一緒に参加する交通安全教室は、対象者の運転技能を保護者等が確認する機会となり、家族の話合いのきっかけにもなります。

【事例】交通公園の再整備と自転車教室の開催

京都市では、老朽化した大宮交通公園を、自転車を通じて学び、楽しみ、交流する場となるよう、自転車安全教育の拠点（サイクルセンター）として再整備しました。

公園には、実際の道路と同じように信号機や矢羽根マークが整備された「模擬道路」があるほか、「自転車広場」ではこどもから高齢者までライフステージに応じた自転車教室が開催されています。



「知識」の教育内容・教育方法の例

教育内容	各ライフステージで習得する知識
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の広報誌、ウェブサイト等を通じ、地域の住民に対して交通ルールを周知 ・ヘルメットの正しい着用とその効果・必要性の説明、ヘルメット着用の促進（参照：p.24「8正しいヘルメットの着用の仕方」、p.32「14ヘルメット着用が必要なのはなぜ？」）

教育を行うときのポイント

- ・地区の集会を開催したときに、リーフレット等を配布して交通ルールについて説明したり、広報誌等を有効活用して自転車の安全利用を呼び掛けたりしましょう。

【事例】「自転車運転免許証」の交付

練馬区では、学校・警察と連携し、区立小学校の3年生又は4年生を対象に、自転車の交通安全教育を実施しています。受講後、実技試験及び筆記試験を実施した上で、受講生（児童）に対して「自転車運転免許証」を交付しています。



(イラスト出典：練馬区ホームページ)

「行動・態度」の教育内容・教育方法の例

教育内容	各ライフステージで習得する行動・態度
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の道路における危険箇所の呼び掛けと通行時の留意点について説明 ・交通安全イベントの開催や交通安全ボランティアの募集等を通じた地域の安全な交通社会づくりに対する意識の醸成

教育を行うときのポイント

- ・危険箇所における安全な通行方法を教えるときは、危険箇所付近の通行すべき場所（位置）について、写真やイラストを用いて具体的に説明しましょう。
- ・転落防止柵のない用水路付近を通るときは、状況に応じて、自転車から降りて押し歩きするなど、安全な通行方法について説明しましょう。

【事例】自治体による地域における危険箇所の呼び掛け

岡山市では、用水路等への転落事故を防止するため、地域における危険箇所を具体的に示した啓発チラシを作成し、地域住民に注意喚起をしています。

こんな場所が要注意!!

- ① 狭い道路に隣接する用水路等
- ② 交差点の進行方向にある用水路等
- ③ 道路上にある用水路等
- ④ 同じ方向の道路をつなぐ橋にある用水路等
- ⑤ カーブの外側にある用水路等

用水路等で転落しないために

- 近くを通行するときは注意しましょう
- 自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶりましょう
- 夜間はライトを点灯しましょう
- 飲酒運転は絶対にやめましょう

①～⑤のような危険な場所があれば、お近くの

- 区役所(地域整備課、土木農林分室または農林水産振興課)
- 支所(産業建設課)まで、ご連絡ください。

(イラスト出典：岡山市ホームページ)